

税

**年金を受給している65歳以上の方
特別徴収制度について**

年金所得分の市民税・県民税が年金から天引き(特別徴収)されます。

特別徴収の対象者

- 前年中に公的年金の支払いを受けた方
- かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- 4月1日現在、65歳以上の方
- 遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
- 市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方
- 老齢または退職を支給事由とする公的年金
- 特別徴収される税額

- 年金から特別徴収される金額は、発送される「平成22年度市民税・県民税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。
- 市税務課までお問い合わせください。

税額などの通知

- 年金から特別徴収される金額は、年金から天引き(特別徴収)されます。
- 市税務課までお問い合わせください。

例：公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別 および 支給月	年税額の1/2を 普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から 特別徴収		
	1期 (6月)	2期 (8月)	公的年金 (10月 支給分)	公的年金 (12月 支給分)	公的年金 (2月 支給分)
年金額	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
算出法	年税額 の1/4	年税額 の1/4	年税額 の1/6	年税額 の1/6	年税額 の1/6

- 【前半】年金所得の年税額の半分の金額を2回に分け、6月、8月に普通徴収(市役所または金融機関等で納付書により納める方法)により納付。
- 【後半】残り分を3回に分けて、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収により納付。

例：公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
前年度の特別徴収						10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収

- 【前半】平成22年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収により納付。
- 【後半】平成22年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を3回に分け、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収により納付。

●特別徴収の方法

- 特別徴収開始 1年目の方(昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれの方)
- 年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

- 特別徴収2年目の方(昭和19年4月1日以前生まれの方)
- 年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は相当する額を3回に分け、4月、6月、8月に支給される公的年金から特別徴収により納付。

●年金特別徴収の停止

- 以下のいずれかに該当する場合、年金からの特別徴収は停止となります。
- 対象者が転出、死亡した場合
- 市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- 年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市・県民税額が変更となつた場合
- 市・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。
- ※年金からの特別徴収が停止され、市・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

- ※不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。
- 税務課市民税係
- TEL (23)8725
- 自動車税の納期限は5月31日(月)まででした。お忘れの方は至急納付ください。
- お手元の納税通知書でお近くの金融機関・コンビニで納めてください。

**自動車税の納付
忘れていませんか?**

- 大田原県税事務所
TEL (23)4171
- お近くの金融機関・コンビニで納めてください。
- 自動車税の納期限は5月31日(月)まででした。お忘れの方は至急納付ください。
- お手元の納税通知書でお近くの金融機関・コンビニで納めてください。

